

ジュニアNISA口座ご利用の注意点

1. ジュニアNISA口座は、日本にお住まいの20歳未満の方が対象です。
2. ジュニアNISA口座は、すべての金融機関を通じて、おひとり様1口座に限り開設することができます。NISA口座とは異なり、金融機関の変更はできません。(廃止後の再開設は可能です)
3. 当社がジュニアNISAで取扱う金融商品は、上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託等(ただし、上場新株予約権付社債、国外の取引所に上場している株式等、外国籍の公募株式投資信託等を除く)です。
4. 他の口座で保有している上場株式等をジュニアNISA口座に移管することはできません。
5. ジュニアNISA口座内のジュニアNISA預り(非課税預り)に係る配当金等や売却損益と他の口座との損益通算はできません。また、同じく生じた損失の繰越控除はできません。(ジュニアNISA口座内の特定預り、一般預りについては、他の口座との損益通算等が可能です。)
6. 非課税期間が終了した場合等に、ジュニアNISA口座から上場株式等が払出される場合(再度異なる年分の非課税管理勘定に移管される場合を含む)には、払出された非課税上場株式等の取得価額は払出し日における時価となり、払出し日に時価が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出し日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
7. ジュニアNISAで売却した場合の非課税枠の再利用はできません。
8. 非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。
9. ジュニアNISA口座では、口座名義人で本人様が18歳(3月31日時点で18歳である年の1月1日以降)になるまでは、原則としてジュニアNISA口座からの払出はできません。払出しを行った場合は、過去に非課税で得た売却益や配当金等に対して課税され、ジュニアNISA口座は廃止されます。(災害等やむを得ない場合には非課税での払出しが可能です。なおこの場合もジュニアNISA口座は廃止されます。)
10. ジュニアNISA口座に入金する資金は、口座名義人で本人様の資金に限られます。なお口座名義人で本人様以外の資金で運用が行われた場合は、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。
11. 当社では、ジュニアNISAの運用管理者は口座名義人で本人様の法定代理人(親権者等、原則としてご両親)のうちの1名のかたとさせていただきます。
12. 払出し制限が解除された後の払出しに際しては、払出されたご資金が口座名義人で本人様のための資金であることを確認させていただきます。(親権者様または親権者様の同意を得た口座名義人様のみ払出しが可能です。)
13. ジュニアNISA預りから払い出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。
14. 上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。
15. 短期間に金融商品の買い替えを行ったり、高い頻度で分配金の支払いを受けるような投資手法はジュニアNISAのご利用に適さない場合があります。
16. 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、ジュニアNISA預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、ジュニアNISAの非課税メリットを享受できません。

*本資料は2018年4月現在の法令をもとに静銀ディーエム証券株式会社がジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)についてお知らせすることを目的として作成したものであり、将来変更になる可能性があります。